

日本標準産業分類の小分類131「清涼飲料製造業」の生産活動及び細分類1299「他に分類されない食料品製造業」のうち豆乳の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

サイダー、ラムネ、コーラ飲料、フレーバー系炭酸飲料、その他の炭酸飲料、果実飲料、コーヒー・紅茶・ウーロン茶飲料、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、豆乳

〔注意点〕

発酵乳及び乳酸菌飲料は「1112-04酪農品」及び「1112-042乳製品」に、野菜ジュース、原料濃縮果汁は「1116-01、-011農産びん・かん詰」に含まれる。

列部門	1129-03	製氷
行部門	1129-031	製氷

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類134「製氷業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

販売用水

列部門	1131-01	飼料
行部門	1131-011	飼料

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1351「配合飼料製造業」及び1352「単体飼料製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

家畜・家きん用飼料、養魚用飼料、ペットフード

〔注意点〕

昭和60年表において、部門の名称を55年表の「2092-00、-000配合飼料」から「1131-01、-011飼料」に変更。

列部門	1131-02	有機質肥料(除別掲)
行部門	1131-021	有機質肥料(除別掲)

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1353「有機質肥料製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

動物性有機質肥料(魚かす粉末、肉骨粉、加工家きんふん肥料等)、植物性有機質肥料(なたね油かす、米ぬか油かす、わたみ油かす等)、その他(たいひ)

〔注意点〕

昭和60年表において、本部門を新設。

列部門	1141-01	たばこ
行部門	1141-011	たばこ

(大蔵省)

日本標準産業分類の小分類136「たばこ製造業」の生産活動を範囲とする。

4 繊維製品、パルプ・紙・木製品、印刷・出版

列部門	1511-01	製糸
行部門	1511-011	製糸

(農林水産省)

日本標準産業分類の小分類141「製糸業」の生産活動を範囲とする。

なお、製糸の生産工程において発生する副産蛹は副産物扱いとし、「1113-051魚油・魚かす」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

生糸、副蚕糸

列部門	1511-02	綿糸
行部門	1511-021	綿糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1421「綿紡績業」の生産活動を範囲とする。

なお、紡績工程において発生する落綿は屑扱いとし、「0116-092綿花(輸入)」を競合部門とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「2302-00、-000綿紡」に含まれていた綿ねん糸、和紡糸を「1511-09、-099その他の紡績糸」に、綿反毛を「1519-09、-099その他の繊維工業製品」にそれぞれ統合。また、部門の名称を「綿紡」から「綿糸」に変更。

列部門	1511-03	化学繊維紡績糸
行部門	1511-031	化学繊維紡績糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1422「化学繊維紡績業」の生産活動を範囲とする。

なお、製造工程において発生するスフ屑、毛屑、合成繊維屑及び落綿は屑扱いとし、それぞれ「2051-011レーヨン・アセテート」、「0121-091羊毛」、「1511-031化学繊維紡績糸」及び「0116-092綿花(輸入)」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

ビスコース・スフ糸, キュブラ・スフ糸, アセテート紡績糸, ビニロン紡績糸, ナイロン紡績糸, アクリル紡績糸, ポリエステル紡績糸, ポリプロピレン紡績糸

〔注意点〕

昭和60年表において, 列部門は, 55年表の列部門「2305-00スフ紡」と「2306-00合成繊維紡」を統合。行部門は, 55年表の行部門「2305-000スフ紡」, 「2306-010ビニロン紡績糸」, 「2306-020ナイロン紡績糸」, 「2306-030アクリルニトリル紡績糸」, 「2306-040エステル紡績糸」及び「2306-090その他の合成繊維糸」を統合。また, 55年表の本部門に含まれていたスフ, 合成繊維のねん糸を「1511-09その他の紡績糸」に統合。

列部門	1511-04	毛糸
行部門	1511-041	毛糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1423「毛紡績業」の生産活動を範囲とする。

なお, 紡績工程において発生する毛屑は屑扱いとし, 「0121-091羊毛」を競合部門とする。

〔生産物例示〕

そ毛糸, 紡績糸

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の本部門に含まれていた毛ねん糸を「1511-09その他の紡績糸」に, 毛反毛, 洗化炭及びトップを「1519-09その他の繊維工業製品」にそれぞれ統合。また, 部門の名称を55年表「毛紡」から60年表「毛糸」に変更。

列部門	1511-09	その他の紡績糸
行部門	1511-099	その他の紡績糸

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1424「絹紡績業」, 1425「麻紡績業」, 1429「その他の紡績業」及び小分類143「ねん糸製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

絹紡糸, さく紡糸, 絹紡ちゅう糸, 麻紡績糸, 和紡糸, ねん糸, かさ高加工糸

〔注意点〕

昭和60年表において, 列部門は, 55年表の列部門「2301-20絹紡」及び「2304-00麻紡」を統合。行部門も同様。「2302-00綿紡」のうちねん糸, 和紡糸, 「2306-00合成繊維紡」,

「2311-10絹織物」及び「2311-20人絹織物」のうちそれぞれのねん糸を本部門に統合。また, 「2301-20絹紡」に含まれていた販売用ペニーを「1519-09その他の繊維工業製品」に統合。

列部門	1512-01	綿・スフ織物(含合繊短織物)
行部門	1512-011	綿・スフ織物(含合繊短織物)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1441「綿・スフ織物業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

綿織物, ビスコース・スフ織物, 化学繊維紡績糸織物, 和紡織物, 綿・スフ・合成繊維毛布地, 綿タイヤコード

〔注意点〕

- ① 幅13.0cm未満の織物については, 使用される糸の種類にかかわらず, 「1512-091細幅織物」に分類される(以下, 織物部門共通)。
- ② 生産額には, 製造業以外からの委託も含まれる(以下, 織物部門共通)。
- ③ 昭和60年表において, 列部門は, 55年表の列部門「2312-10綿織物」, 「2312-30スフ織物」及び「2313-00合成繊維織物」のうち合成繊維単織維織物を本部門に統合。行部門も同様。

列部門	1512-02	絹・人絹織物(含合繊長織物)
行部門	1512-021	絹・人絹織物(含合繊長織物)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1442「絹・人絹織物業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

絹織物, 絹紡織物, 人絹織物, 合成繊維長織維織物, 化学繊維タイヤコード

〔注意点〕

昭和60年表において, 列部門は, 55年表の列部門「2311-10絹織物」, 「2311-20人絹織物」及び「2313-00合成繊維織物」のうち合成繊維長織維織物を本部門に統合。行部門も同様。なお, 「2311-10絹織物」, 「2311-20人絹織物」に含まれていたそれぞれのねん糸を「1511-099その他の紡績糸」に統合。

列部門	1512-03	毛織物
行部門	1512-031	毛織物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1443「毛織物業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

毛織物, 紡毛織物, 毛風合成繊維織物, 織フェルト

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表で本部門に含まれていたモケットを「1512-099その他の織物(除別掲)」に統合。また, 「2313-00合成繊維織物」に含まれていた毛風合成繊維織物を本部門に統合。

列部門	1512-09	その他の織物
行部門	1512-091	細幅織物
	1512-099	その他の織物(除別掲)

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1444「麻織物業」, 1449「その他の織物業」及び1485「細幅織物業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

その他の織物(除別掲): 亜麻織物, ちょ麻織物, 黄麻織物, ホース, モケット, 麻風合成繊維織物

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の列部門「2312-20細幅織物」, 「2315-00麻織物」及び「2390-90その他の繊維雑品」のうち抄織織物を統合。また, 55年表で「2313-00合成繊維織物」に含まれていた麻風合成繊維織物及び「2314-00毛織物」に含まれていたモケットを本部門に統合。

列部門	1513-01	ニット製品
行部門	1513-011	ニット製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類145「ニット製造業」の生産活動を範囲とする。

なお, ニット生地は中間製品扱いとし, 輸出用, 工業用及び在庫増減のみを生産額として計上する。

〔生産物例示〕

靴下, ニット手袋, ニット製男子・少年用服, ニット製婦人・少女用服, ニット製スポーツ用服, ニット製シャツ, ニット製海着, ニット製乳幼児用服, ニット製下着, ニット製寝着類

〔注意点〕

補整着(ニット製品のものを含む)は, 「1521-01衣服」に含まれる。

列部門	1514-01	染色整理
行部門	1514-011	染色整理

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類146「染色整理業」の活動を範囲とする。

その生産額は, 販売分(原材料購入分)及び賃加工分(原材料支給分)から成る。

列部門	1519-01	網・網
行部門	1519-011	網・網

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類147「網・網製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ロープ, コード, トワイン, 漁網, 漁網以外の網地

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「1519-02, -021ロープ・網」から「網・網」に変更。

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の列・行部門「2390-59, -590その他の繊維既製品」のうち漁網以外の網地を本部門に統合。

列部門	1519-02	じゅうたん・床敷物
行部門	1519-021	じゅうたん・床敷物

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1496「じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

じゅうたん, だん通, タフテッドカーペット, しゅろマット, 床マット等の繊維製床敷物

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の列・行部門「2390-30, -300製綿・じゅうたん」のうちじゅうたんを特掲。

列部門	1519-03	繊維製衛生材料
行部門	1519-031	繊維製衛生材料

(厚生省)

日本標準産業分類の細分類1498「繊維製衛生材料製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

医療用ガーゼ、包帯、脱脂綿、ばんそうこう、綿棒

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「1519-04、-041衛生材料」から「繊維製衛生材料」に変更。

〔注意点〕

紙製衛生材料は「1829-01紙製衛生材料・用品」に含まれる。

列部門	1519-09	その他の繊維工業製品
行部門	1519-099	その他の繊維工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1481「刺しゅうレース製造業」、1482「編レース製造業」、1483「ボビンレース製造業」、1484「組ひも製造業」、1489「その他のレース・繊維雑品製造業」、1491「整毛業」、1492「麻製織業」、1493「せん(剪)毛業」、1495「フェルト・不織布製造業」、1497「上塗りした織物・防水した織物製造業」及び1499「他に分類されない繊維工業」の生産活動を範囲とする。ただし、原則として反毛は中間製品扱いとし、生産額には計上しない。また、亜麻の製織及びちよ麻の精練も中間製品扱いとし、生産額には計上しない。

〔生産物例示〕

レース生地、組ひも、その他の繊維雑品(リリヤン、モール、ふさ等)、洗上羊毛、トップ、せん毛、フェルト、不織布、上塗り・防水織物

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「2390-59、-590その他の繊維既製品」のうちレース生地、組ひも、フェルト・不織布製品と「2390-90、-900その他の繊維雑品」のうち上塗り又は防水した織物、他に分類されない繊維工業製品等を統合。また、55年表で各紡績糸に含まれていた整毛を本部門に統合。

列部門	1521-01	衣服
行部門	1521-011	衣服

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類151「外衣製造業(和式を除く)」、152「シャツ・下着製造業(和式を除く)」及び細分類1551「和装製品製造業」の生産活動を範囲とする。また、洋服製造小売業のうち製造に係る活動及び製造業以外からの委託生産も本部門の生産活動の範囲とする。

〔生産物例示〕

男子・少年用服、婦人・少女用服、乳幼児用服、作業用衣服、スポーツ用衣服、学校服、ワイシャツ、織物製下着、寝着類、補整着等の衣服、既製和服・帯、ショール等の和装製品

〔注意点〕

① 生産額推計に工業統計表(品目編)を採用する場合は、非製造業者(商社等)からの委託生産額が把握できない。しかし、縫製品の場合、商社等の委託が多いため、工業統計表の「加工賃収入額-委託生産費」を同業者以外(商社)からの委託分として、下式により生産額を推計する。

$$\begin{aligned} \text{商社分の生産額} &= \text{〔同業者以外からの委託費〕} / \\ &\quad \text{〔加工賃/製品価格〕} \\ &= \text{〔加工賃収入額-委託生産費〕} / \\ &\quad \text{〔(製品価格-原材料費)/製品価格〕} \end{aligned}$$

② ニット製の衣服は補整着を除き「1513-01ニット製品」に含まれる。
③ 毛皮製・なめし革製の衣服は「1522-01その他の衣服・身の回り品」に含まれる。

列部門	1522-01	その他の衣服・身の回り品
行部門	1522-011	その他の衣服・身の回り品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類153「帽子製造業」、154「毛皮製衣服・身の回り品製造業」、細分類1552「ネクタイ製造業」、1553「スカーフ・マフラー製造業」、1554「ハンカチーフ製造業」、1555「足袋製造業」及び1559「他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

帽子、毛皮製衣服・身の回り品、ネクタイ、スカーフ、ネックチーフ、ハンカチーフ、足袋類、なめし革製衣服、繊維製履物

〔変更点〕

部門の名称を昭和60年表の「1522-01、-011身廻品」から「その他の衣服・身の回り品」に変更。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「2410-30、-300その他の履物」のうち繊維製履物を本部門に統合。また、本部門に含まれていた革製手袋、ベルトを「2412-02、-021かばん・袋物・その他の革製品」に統合。同様に、麦わら、パナマ類帽子、帽体を「3919-09、-099その他の製造工業製品」に統合。

列部門	1529-01	製綿・寝具
行部門	1529-011	製綿・寝具

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1494「製綿業」及び1591「寝具製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ふとん綿、ふとん、羽毛ふとん、寝具用カバー、シーツ、タオルケット、まくら

〔注意点〕

昭和60年表において、列部門は、55年表の列部門「2390-30製綿・じゅうたん」のうち製綿と「2390-51民生用繊維既製品」のうち寝具を統合。行部門も同様。

列部門	1529-09	その他の繊維既製品
行部門	1529-099	その他の繊維既製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1592「蚊帳製造業」、1593「帆布製品製造業」、1594「繊維製袋製造業」、1595「刺しゅう業」及び1599「他に分類されない繊維製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

蚊帳、帆布製品（シート、テント、日よけ等）、繊維製袋（麻袋、綿袋、合成繊維袋等）、刺しゅう製品、タオル

〔注意点〕

昭和60年表において、列部門は、55年表の列部門「2390-51民生用繊維既製品」と「2390-59その他の繊維既製品」を統合。ただし、列部門「2390-51民生用繊維既製品」のうち寝具は「1529-011製綿・寝具」に統合。また、「2390-59その他の繊維既製品」のうち漁網以外の網地は「1519-021ロープ・網」に、レース生地、組ひも、フェルト・不織布製品は「1519-099その他の繊維工業製品」にそれぞれ統合。

列部門	1611-01	製材
行部門	1611-011	製材

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1611「一般製材業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

板材、ひき割、ひき角、残材

列部門	1611-02	合板
行部門	1611-021	合板

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1612「単板（ベニヤ板）製造業」、1617「床板製造業」及び1622「合板製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

単板、床板、普通合板、特殊合板、集成材

列部門	1611-03	木材チップ
行部門	1611-031	木材チップ

(農林水産省)

日本標準産業分類の細分類1618「木材チップ製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	1619-09	その他の木製品
行部門	1619-091	建設用木製品
	1619-099	その他の木製品（除別掲）

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1613「屋根板製造業」、1614「経木・同製品製造業（折箱・マッチ箱を除く）」、1615「木毛製造業」、1616「たる・おけ材製造業」、1619「他に分類されない特殊製材業」、1621「造作材製造業（建具を除く）」、1623「建築用木製組立材料製造業」、1624「パーティクルボード製造業」、1625「銘板・銘木製造業」、小分類163「木製容器製造業（竹、とうを含む）」、164「木製履物製造業」及び169「その他の木製品製造業（竹、とうを含む）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

建設用木製品：屋根板、造作材、建築用木製組立材料、パーティクルボード、銘板、銘木、床柱

その他の木製品（除別掲）：経木、木毛、たる・おけ材、竹・とう・きりゅう等容器、折箱、木箱、取枠・巻枠、和たる、洋たる、おけ類、木製履物、薬品処理木材、鑄造用木型、はし、その他の木・竹・とう・きりゅう等の製品

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の「2410-30その他の履物」のうち木製履物、「2712-40繊維板」のうちパーティクルボード及び「3291-320薬品処理木材」を本部門に統合。55年表で本部門に含まれていた鏡縁、額縁は「1711-01木製家具・装備品」に、コルク製品、漆器製品は「3919-09その他の製造

工業製品」にそれぞれ統合。

列部門	1711-01	木製家具・装備品
行部門	1711-011	木製家具・装備品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1711「木製家具製造業(漆塗りを除く)」、1713「マットレス・組スプリング製造業」、小分類172「宗教用具製造業」、細分類1793「日本びょうぶ・衣こう・すだれ製造業」、1794「鏡縁・額縁製造業」及び1799「他に分類されない家具・装備品製造業」の生産活動(製造小売業のうちの製造活動部分を含む)を範囲とする。

〔生産物例示〕

机、テーブル、いす、流し台、調理台、ガス台、たんす、棚、戸棚、音響機器用キャビネット、ベッド等の木製家具並びにベッド用マットレス・組スプリング、宗教用具、日本びょうぶ、衣こう、すだれ、鏡縁、額縁

〔注意点〕

- ① 土石製家具、プラスチック製家具、ガラス製家具、陶磁器製家具等も本部門に含まれる。
- ② 昭和60年表において、55年表の列・行部門「2600-11、-110木製家具・建具材」のうち木製家具と「2600-19、-190その他の木製家具」を統合。

列部門	1711-02	木製建具
行部門	1711-021	木製建具

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類173「建具製造業」の生産活動(製造小売業のうちの製造活動部分を含む)を範囲とする。

〔生産物例示〕

雨戸、格子、障子、ふすま

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「2600-11、-110木製家具・建具材」のうち建具材を特掲。

列部門	1711-03	金属製家具・装備品
行部門	1711-031	金属製家具・装備品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1712「金属製家具製造業」、1791「事務所用・店舗用装備品製造業」及び1792「窓用・扉用日よけ製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

机、いす、テーブル、ベッド、流し台、調理台、ガス台、

棚、戸棚等の金属製家具、ついで、陳列台、アコーディオンカーテン等の事務所用・店舗用装備品、ブラインド等の窓用・扉用日よけ

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「2600-20、-200金属製家具」に含まれていた金庫を「2899-09、-099その他の金属製品(除別掲)」に統合。また、部門の名称を55年表の「金属製家具」から「金属製家具・装備品」に変更。

列部門	1811-01	パルプ
行部門	1811-011	パルプ

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類181「パルプ製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

溶解パルプ、製紙パルプ

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列・行部門「2711-10、-100溶解パルプ」及び「2711-20、-200製紙パルプ」を統合。

列部門	1812-01	洋紙・和紙
行部門	1812-011	洋紙・和紙

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1821「洋紙製造業」、1823「機械すき和紙製造業」、1824「手すき和紙製造業」及び大蔵省印刷局が行う紙幣用和紙の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

新聞巻取紙、印刷・情報用紙、包装用紙、衛生用紙、雑種紙、手すき和紙、紙幣用和紙

列部門	1813-01	板紙
行部門	1813-011	板紙

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1822「板紙製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

段ボール原紙、白板紙、色板紙、建材原紙、その他の板紙

列部門	1813-02	段ボール
行部門	1813-021	段ボール

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類1832「段ボール製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

段ボール（シート）

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「2720-10加工紙」のうち段ボールを特掲。行部門は変わらず。

列部門	1813-03	塗工紙・建設用加工紙
行部門	1813-031	塗工紙・建設用加工紙

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類1831「塗工紙製造業」及び1833「壁紙・ふすま紙製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

絶縁紙、絶縁テープ、アスファルト塗工紙、その他の塗工紙・加工紙、壁紙、ふすま紙

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「2720-10加工紙」のうち塗工紙・建設用加工紙を特掲。行部門は変わらず。

列部門	1821-01	段ボール箱
行部門	1821-011	段ボール箱

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類1853「段ボール箱製造業」の生産活動を範囲とする。

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「2720-20紙製容器」のうち段ボール箱を特掲。行部門も同様。

列部門	1821-09	その他の紙製容器
行部門	1821-099	その他の紙製容器

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類1851「重包装紙袋製造業」、1852「角底紙袋製造業」、1854「紙器製造業」及び1855「ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

セメント袋、米麦袋等の重包装紙袋、ショッピングバッグ、手提紙袋等の角底紙袋、折たたみ箱、機械箱、張り合わせ箱等の紙箱、紙筒、紙コップ、紙皿等のその他の紙器、ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製容器

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「2720-20紙製容器」のうち段ボール箱を「1821-01」に別掲。行部門も同様。

列部門	1829-01	紙製衛生材料・用品
行部門	1829-011	紙製衛生材料・用品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類1893「紙製衛生材料製造業」及び1899「他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生用品の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等の紙製衛生材料、紙タオル、紙ナプキン、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー等の紙製衛生用品

〔変更点〕

昭和60年表の列・行部門「1829-09、-099その他のパルプ・紙・紙加工品」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品を分割・特掲。

列部門	1829-09	その他のパルプ・紙・紙加工品
行部門	1829-099	その他のパルプ・紙・紙加工品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類1834「ブックバイディングクロス製造業」、小分類184「紙製品製造業」、細分類1891「セロファン製造業」、1892「繊維板製造業」及び1899「他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生用品を除く生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

紙製・織物製ブックバイディングクロス、事務用紙製品、学用紙製品、日用紙製品、セロファン、紙管、紙ひも、紙テープ

〔変更点〕

- ① 昭和60年表の列・行部門「1829-01、-011セロファン」を本部門に統合。
- ② 昭和60年表において本部門に含まれていた紙製衛生材料及び紙製衛生用品を列・行とも分割・特掲（1829-01、-011）。

列部門	1911-01	新聞
行部門	1911-011	新聞

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類191「新聞業」の生産活動を範囲とする。

なお、生産額には広告料収入を含める。

列部門	1911-02	印刷・製版・製本
行部門	1911-021	印刷・製版・製本

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類193「印刷業（謄写印刷業を除く）」、194「製版業」、195「製本業、印刷物加工業」、199「印刷業に伴うサービス業」及び大蔵省印刷局の印刷・製版・製本活動を範囲とする。

なお、生産額には大蔵省印刷局の広告料収入を含める。また、一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、生産額には含めない。

[生産物例示]

とっ版印刷物（活版）、平版印刷物（オフセット）、おう版印刷物（グラビア）、特殊印刷物、製版、官報印刷、紙幣印刷

[注意点]

昭和60年表において、部門の名称を55年表の「2800-91、-910印刷」から「印刷・製版・製本」に変更。

列部門	1911-03	出版
行部門	1911-031	出版

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類192「出版業」の活動とする。

なお、生産額には広告料収入を含める。

[生産物例示]

書籍、雑誌、定期刊行物、その他の出版物

5 化学製品、石油・石炭製品

列部門	2011-01	アンモニア
行部門	2011-011	アンモニア

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち、アンモニア及びアンモニア水の生産活動を範囲とする。

列部門	2011-02	単質肥料
行部門	2011-021	窒素質肥料
	2011-029	その他の単質肥料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製

造業」のうちアンモニア（アンモニア水を含む）、硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウムを除いたもの、2019「その他の化学肥料製造業」及び2021「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムの生産活動を範囲とする。

[生産物例示]

窒素質肥料：尿素、硝酸アンモニウム、石灰窒素

その他の単質肥料：過りん酸石灰、熔成りん肥、重過りん酸石灰、重焼りん

[注意点]

① 昭和60年表において、行部門「2011-021窒素質肥料」は、55年表の行部門「3188-111硫安」、「3118-112尿素」、「3118-113塩安」、「3118-114硝安」及び「3118-130石灰窒素」を統合。同様に、「2011-029その他の単質肥料」は、55年表の行部門「3118-120りん酸質肥料」のうち単質肥料と「3118-190その他の化学肥料」のうち単質肥料を統合。

② 硫酸アンモニウムは、回収・副生に依存する割合が大きくなっているため、昭和55年表より合成硫酸アンモニウムの生産はゼロとし、すべてを回収又は副生硫酸アンモニウムとし、副産物発生によって需要をまかなうこととした。塩化アンモニウムは、60年表より硫酸アンモニウムと同様の扱いとした。

列部門	2011-03	複合肥料
行部門	2011-031	複合肥料

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2012「複合肥料製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する化学石こうは副産物扱いとし、「0621-099その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

[生産物例示]

りん酸アンモニウム（肥料用）、高度化成肥料、普通化成肥料、NK化成肥料、配合肥料

[変更点]

部門の名称を昭和60年表「2011-03、-031複合肥料・配合肥料」から「複合肥料」に変更。

列部門	2021-01	ソーダ工業製品
行部門	2021-011	ソーダ灰
	2021-012	か性ソーダ
	2021-013	液体塩素
	2021-019	その他のソーダ工業製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2021「ソーダ工業」のうち、塩